

堺市子ども・子育て支援事業計画

骨子案

平成 27 年 3 月

堺 市

目次（構成案）

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画の対象
- 5 子ども・子育て支援新制度について

第2章 堺市の子ども青少年を取り巻く状況と課題

- 1 人口、出生、家庭等の状況
- 2 子育て支援サービス等の利用状況及び利用意向
- 3 子ども青少年の育成をめぐる課題

第3章 計画の理念と基本方針

- 1 基本理念
- 2 計画の柱

第4章 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行

- 1 幼児期における教育・保育の推進
- 2 地域における子ども・子育て支援の推進
- 3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
- 4 子どもに関する専門的な知識及び技術を擁する支援

第5章 施策体系

- 1 施策の体系図
- 2 推進事業

第6章 計画推進に向けて

- 1 推進体制の整備
- 2 実施状況の継続的な点検

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。本市では、少子化に対応し、安心して生み育てやすい環境整備を図るため、平成17年に「さかい子どもいきいきプラン（堺市次世代育成支援行動計画）」を策定し、子育て支援コミュニティの形成をめざして、様々な取り組みを進めてまいりました。また平成20年には堺市子ども青少年の育成に関する条例を制定し、社会全体で子ども青少年の育成に取り組むことを定めています。さらに、平成21年には、新たな課題として、働き方の見直しや特別な支援を必要とする子どもや家庭への配慮に対応していくため、「さかい子どもいきいきプラン」の後継計画である「堺市子ども青少年育成計画（次世代育成支援後期行動計画）」を策定しました。本計画は、堺市子ども青少年の育成に関する条例の理念のもと、「健やか親子さかい21」「さかい青少年プラン」「堺市母子家庭等自立促進計画」を統合し、胎児期から社会的自立にいたるまでを、子どもの成長・発達にあわせて、切れ目なく支援する総合的な計画としています。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実をめざす「子ども・子育て関連3法」（子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が制定され、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行されることになりました。

このような流れを受け、本市においても、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

「堺市子ども青少年育成計画（次世代育成支援後期行動計画）」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、市内の子ども・子育て支援に関するこれまでの取組の成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「堺市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- (2) この計画は、これまで取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「堺市子ども青少年育成計画（次世代育成支援後期行動計画）」の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。
- (3) この計画は、堺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果や、学識経験者や子育て支援に関する事業に従事する者、子育て中の保護者などによって構成された「堺市子ども・子育て会議」などによる市民の意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、堺市子ども青少年の育成に関する条例のもと、「堺市マスタープラン（さかい未来・夢コンパス）」を上位計画とし、「堺市子ども青少年育成計画（次世代育成支援後期行動計画）」の後継計画として策定しています。

3. 計画期間

この計画は、平成 27（2015）年度を初年度として、平成 31（2019）年度までの 5 年間に計画期間とします。

| 平成 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|----|---------------------------------|-------|-------|-------|-------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| | 堺市子ども青少年育成計画 （次世代育成支援後期行動計画） | | | | | | | | | |
| | | | | | | 堺市子ども・子育て支援事業計画 | | | | |

4. 計画の対象

この計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの概ね 18 歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟に施策を展開します。

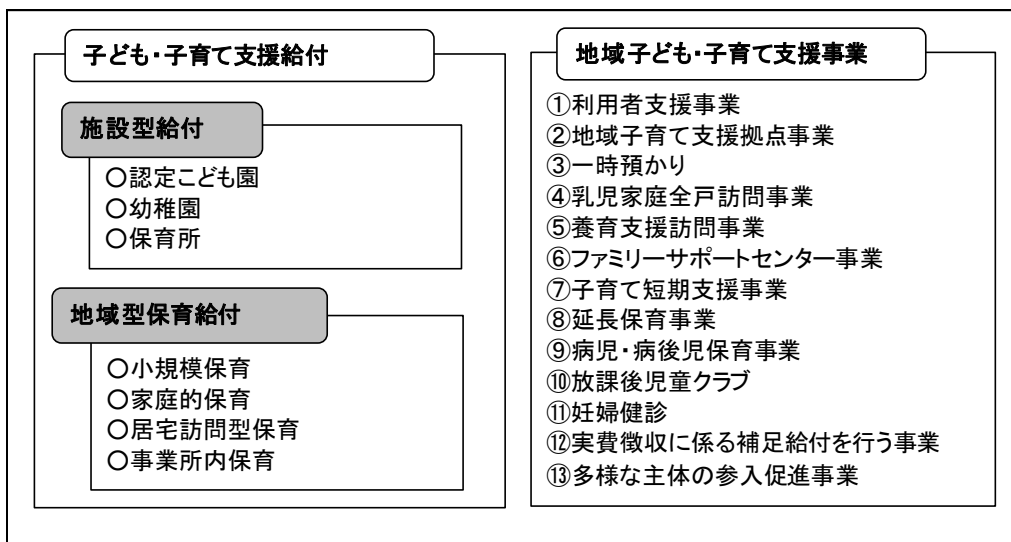
5. 子ども・子育て支援新制度について

・制度概要や意義、現行制度との変更点等について記載

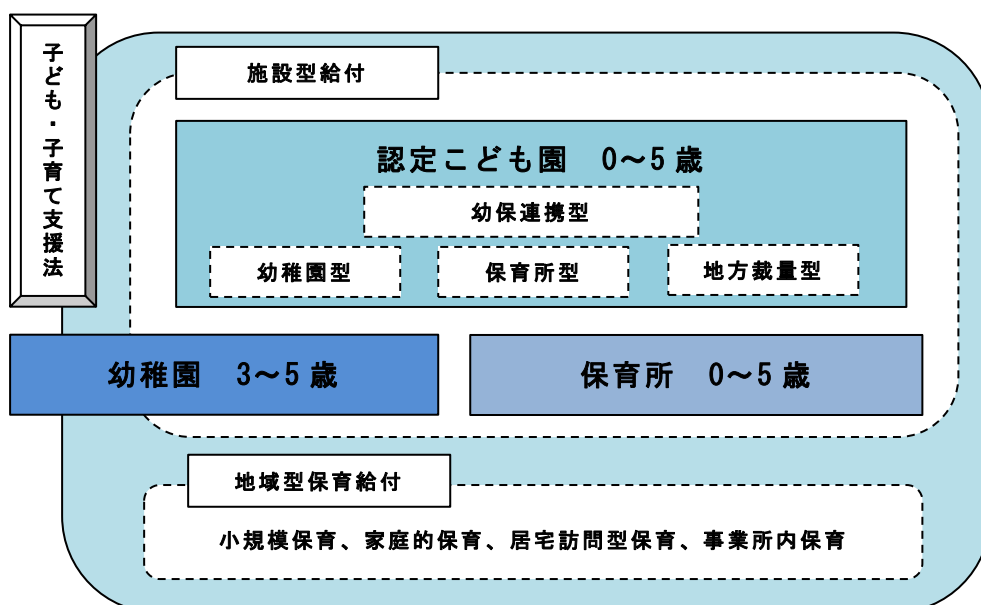
掲載のイメージ

新制度の全体像

◎新制度による子ども・子育て支援サービスは「給付」と「事業」で構成される。



施設型給付と地域型保育給付のイメージ



第2章 堺市の子ども青少年を取り巻く状況と課題

1. 人口、出生、家庭等の状況

各項目ごとにデータを記載

- (1) 総人口・世帯数の推移
- (2) 年齢3区分別人口
- (3) 子ども数の推移
- (4) 出生数・出生率の推移、大阪府・全国との比較
- (5) 子どものいる世帯数
- (6) 労働力人口
- (7) 就業者数
- (8) 流動人口

2. 子育て支援サービス等の利用状況および利用意向

ニーズ調査結果による保育サービスの利用意向や市の子ども・子育てを取り巻く現状等の概要を記載します。

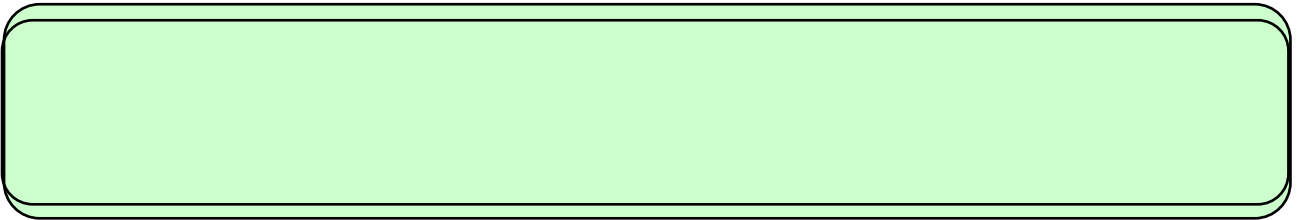
3. 子ども青少年の育成をめぐる課題

児童虐待件数の推移、地域における子育て力の低下等を記載します。

第3章 計画の理念と基本方針

1. 基本理念

「堺市子ども青少年育成計画（次世代育成支援後期行動計画）」との継続性なども踏まえながら、本計画のめざすべき目標像となる理念を次のように設定します。



考え方

2. 計画の柱

・堺市子ども青少年育成計画の3つの柱を踏まえ検討

- (1) 健やかな「堺っ子」の育み
- (2) 安全安心な環境づくり
- (3) 子どもを教え育む全ての人への支援

第4章 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行

1. 幼児期における教育・保育の推進

- 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容
- 各教育・保育提供区域の状況等

- ・ 施設型給付
認定こども園、保育所、幼稚園
- ・ 地域型保育給付
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

【以下、区ごとに記載】

| (単位：人) | 平成 27 年度 | | | 平成 28 年度 | | | 平成 29 年度 | | |
|--------|--------------|----------------------|----------------------|--------------|----------------------|----------------------|--------------|----------------------|----------------------|
| | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 |
| | 3～5歳 教育のみ | 3～5歳 保育の必 要性あり | 0～2歳 保育の必 要性あり | 3～5歳 教育のみ | 3～5歳 保育の必 要性あり | 0～2歳 保育の必 要性あり | 3～5歳 教育のみ | 3～5歳 保育の必 要性あり | 0～2歳 保育の必 要性あり |

掲載のイメージ

| | | | | | | | | | | |
|----------|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 確保 方策 | 特定教育・保育施設 | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない幼 稚園 | | | | | | | | | |
| | 特定地域型保育事 業 | | | | | | | | | |

| (単位：人) | 平成 30 年度 | | | 平成 31 年度 | | | | | | |
|----------|----------------|----------------------|----------------------|--------------|----------------------|----------------------|--|--|--|--|
| | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | | | | |
| | 3～5歳 教育のみ | 3～5歳 保育の必 要性あり | 0～2歳 保育の必 要性なし | 3～5歳 教育のみ | 3～5歳 保育の必 要性あり | 0～2歳 保育の必 要性なし | | | | |
| 量の見込み | | | | | | | | | | |
| 確保 方策 | 特定教育・保育施設 | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない幼 稚園 | | | | | | | | | |
| | 特定地域型保育事 業 | | | | | | | | | |

量の見込みの算定に当たっての考え方

2. 地域における子ども・子育て支援の推進

(ア) 利用者支援

| (単位：人) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | | | | | |
| 確保方策 | | | | | |

量の見込みの考え方

(イ) 地域子育て支援拠点事業

| (単位：人) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | | | | | |
| 確保方策 | | | | | |

量の見込みの考え方

(ウ) 一時預かり事業

■ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

| (単位：人) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | | | | | |
| 確保方策 | | | | | |

量の見込みの考え方

■ その他

| (単位：人) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | | | | | |
| 確保方策 | | | | | |

量の見込みの考え方

(エ) 乳児家庭全戸訪問事業

| (単位：人) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | | | | | |
| 確保方策 | | | | | |

量の見込みの考え方

(オ) 子育て援助活動支援事業

| (単位：人) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | | | | | |
| 確保方策 | | | | | |

量の見込みの考え方

(カ) 子育て短期支援事業

| (単位：人) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | | | | | |
| 確保方策 | | | | | |

量の見込みの考え方

(キ) 時間外保育事業

| (単位：人) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | | | | | |
| 確保方策 | | | | | |

量の見込みの考え方

(ク) 病児・病後児保育事業

| (単位：人) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | | | | | |
| 確保方策 | | | | | |

量の見込みの考え方

(ケ) 放課後児童健全育成事業

| (単位：人) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | | | | | |
| 確保方策 | | | | | |

量の見込みの考え方

(コ) 妊婦健康診査

| (単位：人) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | | | | | |
| 確保方策 | | | | | |

量の見込みの考え方

3. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策について記載。

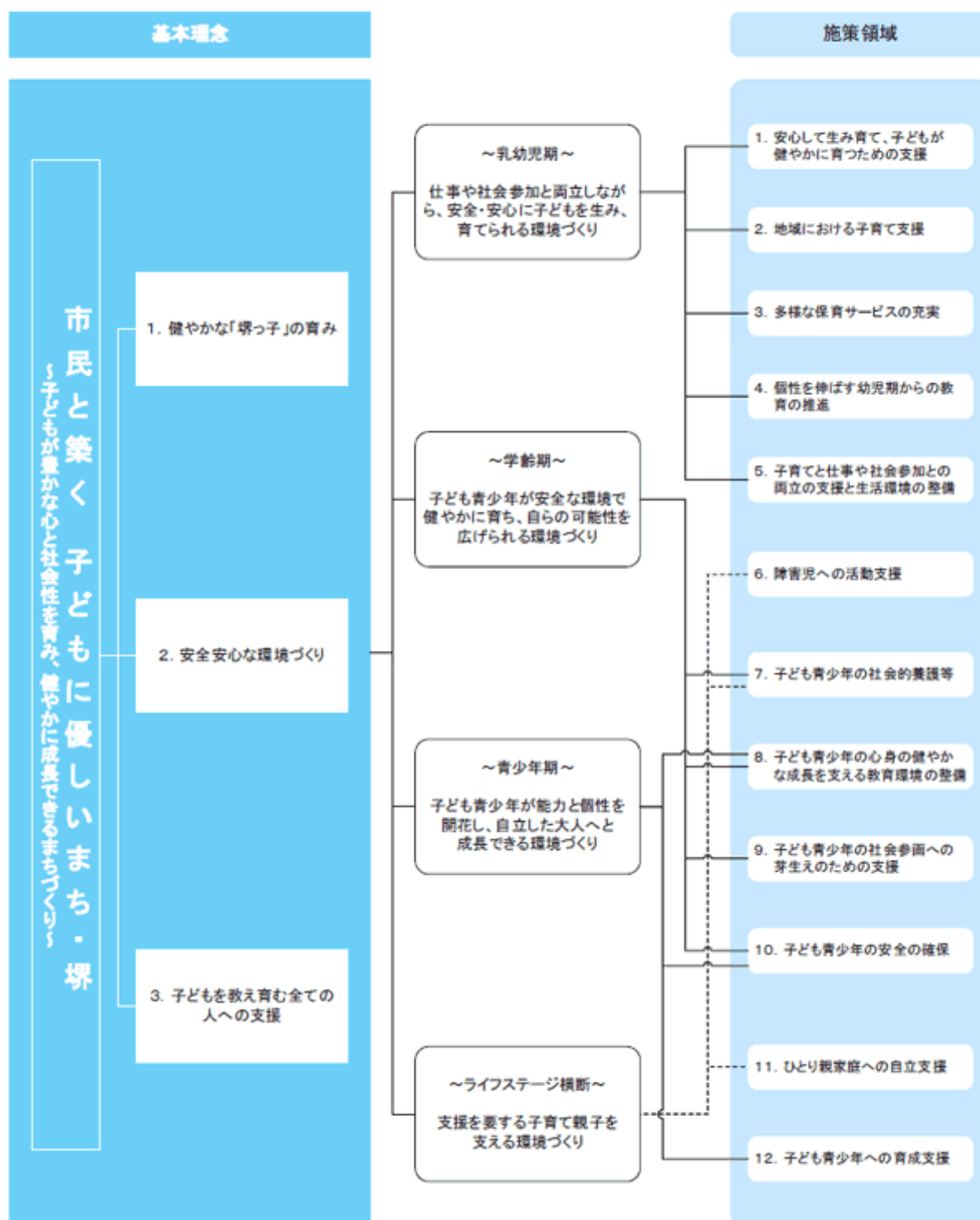
4. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について記載。

第5章 施策体系

掲載のイメージ

1. 施策体系図



2. 推進事業

(1) 安心して生み育て、子どもが健やかに育つための支援

【施策の方向】

(主な事業)

| 事業名 | 概要 | 現状 | 平成31年度 目標事業量 |
|-----|----|----|-----------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

第6章 計画推進に向けて

1. 推進体制の整備

2. 実施状況の継続的な点検

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、「堺市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的に子ども・子育て支援推進庁内委員会に報告します。